

徳島県災害医療推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十七日

徳島県知事
後藤 田 正 純

徳島県条例第四十四号

徳島県災害医療推進基金条例の一部を改正する条例

徳島県災害医療推進基金条例（平成二十六年徳島県条例第六十号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第八条第二項第十五号」を「第八条第二項第十七号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。